

4. 意見交換

質問者1 総合計画の市民会議に参加している。2 つお聞きしたい。一つ目は、条例は地方自治法では、議会が決めるものだと理解しているが、どう決める手続きになるか。二つ目は、議会が決めるものだとすれば、3 章 7 項の住民投票条例の設置は、可能なのか。

会長 議会が承認して作る、ということ。あくまでもこの提言書は広く市民の方の意見を集約し、この要素を組み込んで作ってほしい、ということ。住民投票の仕組みは現在もあるが、一宮市独自の条例を作ってもらいたいという趣旨である。

石井 特に市民の 10 分の 1 の条項について補足したい。地方自治法で定められているのは、有権者の 50 分の 1 が請願すると、住民投票を行うかどうかを議会が決め、議会が実施する、としたときに初めて実施できる。しかし、現状では多くの地方自治体の議会がほとんどの住民投票の請願を否決している。市民の 10 分の 1 という大多数が望むのであれば、議会を通さずに住民投票を実施できるようにしてはどうか、という提案である。

質問者2 条例を作る際に気になるのは、前段で、現在の一宮市の何が問題で、何が課題なのか、という整理がされているのか、できればその説明があるといいのではないか。例えば市民活動が盛んになればいいということは、現在の市民活動が不十分である、ということなのか。問題と課題をどう整理してこの提言がなされているのか。

会長 詳細に問題を知っているわけではない。しかし、将来に向けて、市民の人口も増えるわけではなく、確実に高齢化する。今までは、市民は税金を払ってサービスの対価を受ければいい、というスタンスだった。これからは、自ら動く必要があるのではないか、という基本的な考え方の中で提案している。

もちろん、個別の問題をそれぞれ議論したこともあったが、それだけで議論したわけではない。むしろ、将来に対して、市民が第三者のままでいいのか、ということが議論のベースになっている。

市民の責任も問われる。今までの方が気楽だったと思うが、今までの延長線上で大丈夫だとは思えない、という背景である。市長の思いもそういったところにあるのだと思う。現状がどうであるのか、というところはない。例えば夕張でも破綻して初めて市民が気づいた。私たちが最初から積極的に参加していくまちづくりのスタートラインだと思っている。元気が出る一宮のスタートになれば、と考えている。

質問者2 逆に、市長や議会、行政を変えていくという考え方もある。その辺の整合性はどうか。

会長 おっしゃるとおり。市民も変わるし、議会も行政も変わらなければならない。われわれが変わるということは、議会も行政も全部変わらなければならない。この文書の中で提言している。

武長 条例はいろいろある。自治基本条例が一番上にくる市の憲法みたいなもの。普通は協働の推進、などの実施条例を先に創るケースが他の自治体では多い。一宮市ではいきなり最先端の条例を作ろうということだ。この条例ができることにより議会も変わる、行政も変わることになるう。

 住民投票の条例に関しても議会ではおそらく異論や反対論が出るだろう。しかし、きちんと議論することが大事なこと。整合性のあるように他の条例を作っていけばよい。この提言もすんなり議会を通るとは思えないが、市民の意見としてまずはきちんとまとめておくことが重要。

質問者 3 NPO が主体、と強調されすぎという気がする。先生の講義の中でも NPO の定義に広義のものと狭義のものがある。また、犯罪に関わるような NPO もある。「一宮市をよくしたいと思う団体全て」とするほうがいいのではないか。

 2 月ないし、3 月に市長に提出するといわれるが、一宮市の憲法といわれるのであれば、もっとたくさんの人から意見を聞いて、時間をかけてやるべきではないか。タウンミーティングももっと回数を重ねたり、出かけられない人からもしっかり意見をいただけるようなことが必要ではないか。もう 1 年くらいかけてもいいのではないか。議会にも、こういったことをやっているよということを共有して欲しい。市長のマニフェストを実現するだけという視点ではなく、よいものを作るためにはもっと議論を深めて欲しい。

会長 NPO が全部いい団体ではないということは修正をしてみたいと思う。

 38 万人の意見をお聞きするのがベストだと思うが、来年 2 月まで、アンケートを実施している。38 万人のうち、1 万人を目標にアンケート活動をやっている。委員がいろいろなところに出向いてアンケートの回収を行っている。でもまだ 1 万人。38 分の 1。一人でも多くの意見をお聞きして、まとめていきたい。また、日程については、出すことの期日が迫っている、ということではいけないと思う。

質問者 4 消えた年金に関して相談している。自治基本条例を作ることは賛成。一宮市が安心して暮らせるまちづくりのために、ルールが必要だと思っている。私は高齢者だが、お年寄りを大切にしたまちづくりをして欲しい。体育館の建設、尾西市民病院の移管など、もっと時間をかけて決定した方がよかったのではないか。市民が主役となるまちづくりをして欲しい。

 すごく、きれいにできているが、前文になぜ・今必要なのか、ということをきちんと盛り込んで欲しい。選挙公約だから、ということだけでは弱いと思う。しかし、こういったことを決めることは大変重要だと思う。

質問者 5 提言書では、NPO と、地域づくり協議会が大きな柱になっている。また、行政と協働の意義、公共サービスの質の向上という武長先生の講義があった。ますます複雑になるサービスを行政ではできかねるので、お前たちでやってくれ、ということではないのか。

会長 一面的には税金を払い、それに対して行政がサービスを提供する、ということだった。この仕組みが続くかということ、続かない。行政が高いところにあって、上を見て、手を伸ばしてここに乗せてください、というやり方だった。

むしろ、一宮市の市域が広がっていることもあり、地域の住民が困っていることは、役所だけでは対応できない。自分たちでできることはまず自分でやるということであって、何でもかんでも自分でやる、ということではないだろう。

質問者 5 一宮市の広報に載る、体育館などの予算の使い方に納得していない。会長がおっしゃったような、時代の流れは、一宮市の現状ではちょっとと言えないような気がする。

会長 自分たちで変えていくしかない。対等な立場で、市民がもっと前に出て、大きな方針であっても変更していく、ということ。一人一人は弱いけれど、まとまって、自らが一步前に踏み出す。条例がそのきっかけになればいいと思っている。

損得抜きに、このために何ができるのか、ということをも一人一人が気づいて、行動することにつながっていけばいいと思っている。

武長 行政は、平等と公平が行動原則。市民・NPO は、多様なニーズに多様に応えるのが行動原理。税金は限られており、お互いに補完関係にある。

例えば、ある地域で公園を作りたい、というときに、市の税金が限られていて、全部できないなら、やらないのが行政のスタンス。現在、一宮市は財政力指数が0.86。何でもできるわけではない。だから何にもやらないのではなく、NPO が自ら動き、行政が協力することでさまざまなことができる、という時代だろう。

行政は平等・公平にしかできない。たとえば防犯をおろそかにするとまちが荒れてしまう。そこでわれわれのまちを良くするためには自分たちがやるんだ、ということになってきている。なぜ条例が必要なのか、ということは現状、問題点を書いて、こういうことが必要だ、ということを書かないといけない。市長がマニフェストで書いているから、ということだけではないだろう。

質問者 6 市議員をしている。一宮市の何が問題か、ということはちゃんと洗い出した方がいいと思う。税金の収納率が大変悪い。また、犯罪も大変多い。愛知県内では犯罪率が1番か2番。種類によっては日本一。さらに、選挙の投票率は名古屋市の次に悪い。いずれも国民の責務であり、一宮市ではきちっと守られていない。

一宮市の憲法であるなら、そういったことを載せた方がいいのではないか。

会長

愛知県内の自治体の分析もしているが、全ての項目で、低位。全てをベスト 10 にしようということであれば、目標もはっきりするし、がんばる気になれる。

市民がまちづくりに参加していくということは、私たち自身の責任が重くなる、ということ。権利を主張すれば、市民一人一人の義務も大きくなる。この基本条例が出来れば、税金を納めるといった責任も果たさなければならなくなるし、選挙に行くということも、権利として行使していく、ということになるだろう。考える会の中ではそういったことも含めて議論している。